

福井県報

第 381 号
令 和 7 年
12月23日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

○生活保護法の規定による指定医療機関の指定（472・地域福祉課）	1
○生活保護法の規定による指定医療機関の変更（473・同）	1
○生活保護法の規定による指定医療機関の辞退（474・同）	1
○生活保護法等の規定による指定介護機関の変更（475・同）	1
○介護保険法に基づく指定事業所、廃止事業所等の告示（476、477・長寿福祉課）	2
※漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定の一部改正（478・水産課）	3
○保安林の指定の予定（479・森づくり課）	4
○道路の区域の変更（480・道路保全課）	4
○道路の供用の開始（481・同）	4
公 告	
○生活保護法等の規定による指定介護機関の変更（地域福祉課）	5
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（2件・商業・市場開拓課）	5
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（同）	6
○大規模小売店舗立地法の規定による意見（同）	7
○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（森づくり課）	7
○公共測量の実施（2件・土木管理課）	7
○福井県営住宅（北部）の指定管理者募集について（建築住宅課）	8
選挙管理委員会告示	
※政党助成法による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示（141）	10

告 示

福井県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R7.11.1	訪問看護ステーション+リハうみがめ	吉田郡永平寺町松岡吉野堺18-28-1

福井県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R7.9.1	管理者変更	クスリのアオキ敦賀南薬局	敦賀市若葉町2丁目705番
R7.10.1	管理者変更	今立らいふ薬局	越前市栗田部町29-32-1
R7.10.1	管理者変更	クスリのアオキ吉野薬局	越前市芝原三丁目4-22
R7.10.1	管理者変更	クスリのアオキ今宿薬局	越前市今宿町第2号1番地の1
R7.10.1	管理者変更	クスリのアオキ神明薬局	鯖江市糸町第30号5番地2
R7.10.1	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道132番地

福井県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R7.12.31	城戸歯科医院	坂井市春江町隨応寺21-17

福井県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

指定介護機関番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日
1872100027	通所介護 通所型サービス	代表者	乙見 康夫	加賀山 信之	美浜町デイサービスセンター	令和7年6月16日
1872100027	居宅介護支援	代表者所在地	乙見 康夫 福井県三方郡美浜町郷市25-20	加賀山 信之 福井県三方郡美浜町佐柿13-5	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	令和7年9月1日
1872100027	訪問介護 訪問型サービス	代表者所在地	乙見 康夫 福井県三方郡美浜町郷市25-20	加賀山 信之 福井県三方郡美浜町山上1-11-1	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	令和7年6月16日
1892100049	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	代表者	乙見 康夫	加賀山 信之	美浜町社会福祉協議会吉右エ門さん家	令和7年6月16日
1892100031	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	代表者	乙見 康夫	加賀山 信之	美浜町社会福祉協議会 弥右エ門さん家	令和7年6月16日

福井県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870200753	訪問介護事業所こもれび	福井県敦賀市筋生野95-3-1	社会福祉法人慈攝会	令和7年11月25日	訪問介護

福井県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1870400502	Lienよりそい	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号	株式会社オアシス	令和7年12月1日	介護予防福祉用具貸与
1870400502	Lienよりそい	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号	株式会社オアシス	令和7年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

福井県告示第478号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定（平成15年福井県告示第456号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

表中、

「若狭高浜B加入区」	若狭高浜漁業共同組合の地区のうち、旧高浜町漁業協同組合の地区的区域	1 大型定置漁業および小型定置漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、若狭高浜漁業協同組合の地区的うち、高浜町事代の区域の者が営む漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、若狭高浜漁業協同組合の地区的うち、高浜町塩土および若宮の区域の者が営む漁業 4 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業のうち、2および3に掲げる漁業以外の漁業
------------	-----------------------------------	--

」を

「若狭高浜B加入区」	若狭高浜漁業協同組合の地	1 大型定置漁業および小型定置漁業
------------	--------------	-------------------

区のうち、旧高浜町漁業協同組合の地区の区域	2 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であって、若狭高浜漁業協同組合の地区のうち、高浜町事代および塩土の区域の者が営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業のうち、2に掲げる漁業以外の漁業

」に改める。

附 則

この告示は、令和7年12月23日から施行する。

福井県告示第479号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 保安林予定森林の所在場所

福井市東川上町32字五六谷6、7、19の2、23、24の1、24の3、25の1、25の3、33、37、38、38字東谷7の1から7の3まで、9から11まで、40字梨木谷3、5から9まで、11、12の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第480号

一般県道甲楽城勝蓮花線の下記区間において、吉野瀬川ダム建設事業による県道付替え

工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和7年12月23日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	甲楽城勝蓮花線	新	越前市勾当原町85字下奈良原25番4から越前市勝蓮花町32字野之下5番5まで	13.0 ～ 52.3	304.5
		旧	越前市勾当原町85字下奈良原25番4から越前市勝蓮花町32字野之下5番5まで	13.0 ～ 52.3	304.5

福井県告示第481号

一般県道甲楽城勝蓮花線の下記区間ににおいて、吉野瀬川ダム建設事業による県道付替え工事に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和7年12月23日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	甲楽城勝蓮花線	越前市勾当原町85字下奈良原25番4から越前市勝蓮花町32字野之下5番5まで	令和7年 12月23日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキつくし野店

福井市定正町1108番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年7月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,806m²

6 駐車場の収容台数 65台

7 駐輪場の収容台数 ①15台

②15台

8 荷さばき施設の面積 50m²

9 廃棄物等の保管施設の容量

①3.0m³

②6.0m³

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 翌午前0時00分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

14 届出のあった日

令和7年11月27日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号

AOSA5階

福井市商工労働部商工労政課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

17 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス妙法寺店

越前市妙法寺町674番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
4 大規模小売店舗の新設をする日	令和8年8月6日
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1, 360 m ²
6 駐車場の収容台数	52台
7 駐輪場の収容台数	9台
8 荷さばき施設の面積	40 m ²
9 廃棄物等の保管施設の容量	11. 2 m ³
10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻	開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後9時45分
11 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時00分まで
12 駐車場の自動車の出入口の数	3箇所
13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
14 届出のあった日	令和7年12月5日
15 届出の縦覧場所	(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号 越前市産業観光部産業政策課
16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯	縦覧期間 公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
17 意見書の提出先	福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
県民せいきょうハーツつるが
敦賀市若葉町1丁目1610番地 ほか44筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)	1, 459. 09 m ²
(変更後)	1, 487. 19 m ²
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	134台
(変更後)	129台
 - (3) 駐輪場の収容台数

(変更前)	40台
(変更後)	20台
- 3 変更した年月日
令和7年12月5日
- 4 変更した理由
 - (1) 秋吉敦賀木崎店の増築により店舗面積を変更したため。
 - (2) 現状の利用実態に即した来客用駐車場および駐輪場とするため。
- 5 届出のあった日
令和7年12月4日
- 6 届出の縦覧場所
 - (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
 - (2) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
 - (3) 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号
敦賀合同庁舎内二州会計室
- 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキ花堂中店

福井市花堂中2丁目1525番4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 聽取した意見の概要

福井市

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼動や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼動する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所を避けるなどの配慮をすること。

・早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業を避けること。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25kW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。

・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

【規制基準値（第4種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：65dB

昼（AM8：00～PM7：00）：70dB

夕（PM7：00～PM10：00）：65dB

夜（PM10：00～AM6：00）：60dB

・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するよう工事業者へ伝えること。

4 聽取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井市手寄1丁目4番1号
AOSSA5階
福井市商工労働部商工労政課

5 聽取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間
公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不分明な者の氏名

風呂仁左衛門

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月15日農林水産省告示第1659号による。

3 揭示場所

福井県庁およびおおい町役場

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年1月26日に敦賀市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 測量計画機関の名称
敦賀市
- 2 作業の種類
公共測量（道路台帳図更新）
- 3 作業の期間
令和7年12月10日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
敦賀市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年12月9日に美浜町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 測量計画機関の名称
美浜町
- 2 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ）
- 3 作業の期間
令和7年12月19日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
美浜町全域

福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第45条第1項の規定に基づき、福井県営住宅および共同施設（北部）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年12月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 施設名
福井県営住宅および共同施設（北部）
 - (2) 所在地

県営住宅町屋団地およびその共同施設	福井市松本1丁目
県営住宅上野団地およびその共同施設	福井市上野本町新
県営住宅大安寺団地およびその共同施設	福井市南橋原町

県営住宅霞ヶ丘団地およびその共同施設 坂井市丸岡霞ヶ丘4丁目

- 2 指定管理者の業務の範囲
 - (1) 入居者の公募ならびに入居および退去の手続に関する業務
 - (2) 入居者に対する指導および連絡に関する業務
 - (3) 家賃および駐車場の使用料の収納に関する業務
 - (4) 県営住宅および共同施設の維持管理に関する業務
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
- 4 申請書類の提出
 - (1) 提出期間
令和7年12月23日（火）から令和8年1月5日（月）（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 提出場所
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部建築住宅課
 - (3) 提出部数
正本1部および副本10部
- 5 その他
 - (1) 募集要項等の交付
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。
 - ア 交付場所
4(2)と同様とする。
 - イ 交付期間
4(1)と同様とする。
郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所あて送付すること。
なお、福井県建築住宅課ホームページからもダウンロードすることができる。
 - (2) 関係資料の閲覧
 - ア 閲覧場所
4(2)と同様とする。
 - イ 閲覧期間
4(1)と同様とする。
 - (3) 申請の費用
申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。
 - (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。
 - (5) 問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部建築住宅課公営住宅グループ
電話 0776-20-0507

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第141号

政党助成法による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月23日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

政党助成法による報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法による報告書等の閲覧に関する規程（平成8年福井県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>政党助成法による報告書等の閲覧および写しの交付に関する規程 (閲覧の請求)</p> <p>第1条 政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）第32条第5項の規定により同条第3項に規定する支部報告書、支部総括文書または監査意見書（以下「報告書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、<u>様式第1号の閲覧請求書を福井県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p>	<p>政党助成法による報告書等の閲覧に関する規程 (閲覧の請求)</p> <p>第1条 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定により同条第3項に規定する支部報告書、支部総括文書または監査意見書（以下「報告書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、<u>福井県選挙管理委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>
<p>第3条 (略) (写しの交付)</p> <p>第4条 法第32条第5項の規定により報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、<u>様式第2号の交付請求書（次項において「交付請求書」という。）を委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>第3条 (略)</p>
<p>2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、<u>相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 委員会は、法第32条第5項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、<u>当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u></p> <p>4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。</p>	

この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、様式第3号の交付期間延長通知書により通知しなければならない。

5 法第32条第5項の規定による写しの交付の請求に係る報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの報告書等については相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、第3項に規定する期間内に、請求者に対し、様式第4号の交付期限特例適用通知書により通知しなければならない。

(写しの交付の方法)

第5条 法第32条第5項の規定による報告書等の写しの交付の請求に係る交付の方法は、報告書等を複写機により日本産業規格A4列4番の用紙に複写したものの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。

(写しの交付に係る手数料の額)

第6条 報告書等の写しの交付に係る手数料の額は、福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）の定めるとおりとする。

附則の次に次の4様式を加える。

様式第1号（第1条関係）

報告書等の閲覧請求書

年 月 日

福井県選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所または居所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定により、次のとおり報告書等の閲覧を請求します。

様式第2号（第4条関係）

報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

福井県選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所または居所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定により、次のとおり報告書等の写しの交付を請求します。

写しの交付請求に 係る報告書等	政黨の支部の名称	支部政党交付金の支給を受 け、もしくは支部政党交付金 による支出をし、または支部 基金の残高を有した年
送付希望の有無 (写しの送付を希 望する場合は、□ 内にレ印を記入し てください。)	<input type="checkbox"/> 送付希望	

(注) 1 報告書等の写しの交付に当たっては、福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）で定める額の手数料を納める必要があります。

2 報告書等の写しの送付を希望する場合には、別途、送付に要する費用を郵便切手または総務大臣が定めるこれに類する証票で納める必要があります。

様式第3号（第4条関係）

報告書等の写しの交付期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福井県選挙管理委員会

委員長



年 月 日付けで請求のあった報告書等の写しの交付について、政党助成法による報告書等の閲覧および写しの交付に関する規程（平成8年福井県選挙管理委員会告示第22号）第4条第4項の規定により、次のとおり交付の期間を延長しましたので通知します。

写しの交付請求に係る報告書等	政党の支部の名称	支部政党交付金の支給を受け、もしくは支部政党交付金による支出をし、または支部基金の残高を有した年
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長の理由		
担当	(電話番号)	
備考		

様式第4号（第4条関係）

報告書等の写しの交付期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

福井県選挙管理委員会

委員長



年 月 日付けで請求のあった報告書等の写しの交付について、次のとおり政党助成法による報告書等の閲覧および写しの交付に関する規程（平成8年福井県選挙管理委員会告示第22号）第4条第5項の規定を適用することとしたので通知します。

写しの交付請求に係る報告書等	政党の支部の名称	支部政党交付金の支給を受け、もしくは支部政党交付金による支出をし、または支部基金の残高を有した年
写しの交付請求があつた日から45日以内に写しを交付する報告書等	政党の支部の名称	支部政党交付金の支給を受け、もしくは支部政党交付金による支出をし、または支部基金の残高を有した年
政党助成法による報告書等の閲覧および写しの交付に関する規程第4条第5項の規定を適用する理由		
残りの報告書等の写しを交付する期限	年 月 日	
担当	(電話番号)	
備考		

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。